

消費税インボイス制度セミナー

消費税インボイス制度の準備はお早めに！
工務店・請負事業者（一人親方や個人事業主）
も請負金額に関係！！

参加無料

(オンライン併催)

令和5年10月から制度が適用されます

工務店と請負事業者はこれまでの請負代金が消費税込金額か互いに確認する必要があります。また、消費税適格請求書がないと元請業者は仕入控除ができないため、免税事業者も対応を考える必要があります。是非、この機会に準備をしませんか。

日時：令和4年2月1日(火) 16:00～17:15
(受付15:30～)

場所：テクノプラザ愛媛 テクノホール
(松山市久米窪田町337番地1)

テーマ：工務店や一人親方にも関係する！！
～消費税インボイス制度の概要～

講師：税理士 松井志郎 氏

定員：会場60名、ZOOM100名
(先着順)

※ZOOMの方は、事前にウェビナーの登録が必要です。

※新型コロナウイルス感染症対策として消毒・検温にご協力ください。
座席は間隔を空けてご着席いただきます。

一般社団法人愛媛県中小建築業協会、愛媛県中小企業団体中央会 共催

【連絡先】

一般社団法人愛媛県中小建築業協会

〒790-0878 愛媛県松山市勝山町2丁目3番地1 建設国保ビル

TEL:089-943-5525

『消費税インボイス制度セミナー』

参加申込書

※申込締切 令和4年1月24日(月)

企業名	
住 所	
T E L	
メールアドレス	
役職	
氏名	
参加方法	会場 ・ ZOOM

※ZOOM参加の場合、後日ZOOMウェビナーの招待メールを送信いたします。
必ず、メールアドレスをご記入ください

送付先 (一社) 愛媛県中小建築業協会 宛
〒790-0878 愛媛県松山市勝山町2丁目3番地1 建築国保ビル
FAX:089-943-5545
Mail:kyoukai@hime-ken.com

お申込みの方は、こちらの用紙をFAXまたはMailでお送り下さい。